

決 議

道路整備が大きく立ち遅れた本県にとって、紀伊半島一周の高速道路や京奈和自動車道をはじめとする道路整備は、県勢活性化や県民の安全安心な暮らしに不可欠であり、その早期実現が県民の長年の願いである。

これらの道路を着実に推進するためには、国及び地方の道路財源の十分な確保が必要であるため、我々は、これまで様々な機会を通じて、政府、国会に対し、道路特定財源関連法案の早期成立を強く求めてきた。

しかしながら、3月末に暫定税率及び地方道路整備臨時交付金制度が失効し、本県に必要な道路事業の殆どが停止しており、これ以上この状態が続けば、道路整備や県、市町村財政への影響だけでなく、県経済、ひいては県民生活に深刻な影響を及ぼす事態となる。

もはや地方は限界である。このような現下の窮状を一日も早く打開するため、我々は、25日から5日間、県下の全市町村をつないで紀伊半島一周道路行進をし、道路特定財源関連法案の再可決を強く訴え、本日ここに集結した。

よって、政府、国会においては、下記の事項を速やかに講じることを強く要求する。

記

- 1 道路特定財源の暫定税率維持に関する関連法案を、憲法第59条の規定により、明日4月30日に衆議院において必ず再可決すること。
- 2 さらに、地方道路整備臨時交付金制度の継続・拡充に関する関連法案について、万一参議院で成立しない場合は、5月12日に衆議院において必ず再可決すること。

平成20年4月29日

和歌山から道路特定財源関連法案の再可決を求める実行委員会